最終更新日:2016年5月31日
株式会社椿本チエイン
代表取締役社長　大原　靖
問合せ先:社長室長　和田　幸子
TEL 06-6441-0054
証券コード:6371
http://www.tsubakimoto.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

＜基本的な考え方＞
当社は、「顧客の価値を創造し、社会に貢献する」という経営の基本方針を実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることが経営上のもっとも重要な課題の一つと位置づけております。

＜基本方針＞
・株主の権利・平等性の確保
株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使のための環境整備に努めます。

・株主以外のステークホルダーとの適切な協働
「つばきミッション・ステートメント」のもと、各ステークホルダーとの信頼関係の維持・向上に努めます。

・適切な情報開示と透明性の確保
株主や投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に適時、公平、正確かつ継続的に情報開示を行うことをディスクロージャーポリシーの基本方針と定め、当社ホームページ(URL:http://www.tsubakimoto.jp/)に掲載しておりますので、ご参照ください。

・取締役会等の責務
経営環境の急激な変化の中で競争力を高め、遵法性、効率性、透明性のある経営を目指して執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定の充実および迅速化、業務執行・監督機能の強化ならびに経営効率の向上を図っております。また、社外取締役、社外監査役の選任を通じて経営の監督機能を強化し、経営の透明性を高め、企業価値の向上に努めております。

・株主との対話
「誠実で透明性の高い経営」「外部の意見を傾聴する柔軟性のある経営」に努めるとともに、情報発信およびコミュニケーションの質と量のさらなる向上を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】
議決権の電子行使、招集通知の英訳については、株主構成や各種手続・費用等を勘案し、前向きに検討を進めていきます。なお、海外投資家に会社状況を理解していただくために英文で決算短信(要約)、プレスリリース等を発行し、
当社ホームページ(URL:http://www.tsubakimoto.jp/)に掲載しております。

【補充原則4-2-1 現金報酬と自社株報酬の適切な割合設定】
現在、当社は、自社株報酬は導入しておりませんが、今後必要に応じて、健全なインセンティブが機能する仕組みを検討していきます。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】
当社は、取締役会の運営やあり方について、必要に応じて社外役員から意見を聴取するなどの方法により、取締役会による経営の監督機能の実効性を確保しております。取締役会全体の実効性に関する分析・評価の導入についても、今後、検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】
(1) 政策保有に関する方針
・当社は、取引先との関係を維持・強化し、事業の円滑な推進を図るため事業活動上の必要性を検討し、中長期的に当社の企業価値を向上させる視点に立ち、上場株式を保有していく方針です。
・主要な政策保有については、取締役会で、中長期的な観点からそのリターンとリスク等を踏まえ保有目的や合理性について確認します。
(2) 議決権行使基準
当社は、議決権の行使については、当該投資先企業の経営方針・戦略等を十分に考慮した上で、当該企業の中長期的な企業価値の向上につながるかどうか等の視点に立って判断します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】
当社は、取締役会規則において、取締役と会社間の取引は取締役会の承認を得ることを定め、また、取締役会の承認を受けた取引が実行された際には、その内容について必要に応じ取締役会に報告することとしております。
その他、関連当事者との取引が発生する場合は、社内規則の定める重要性基準等に従い、取締役会等にて承認、確認等を行うこととしております。

【原則3-1 情報開示の充実】
(1)当社の経営理念、経営指標および経営計画

当社は、「つばきミッション・ステートメント」のもと、2020年をターゲットとしたつばきグループのあるべき姿、「長期ビジョン2020」、その長期ビジョン達成に向けた3カ年の行動計画である「中期経営計画2016」を策定しております。
これらは、当社ホームページ（URL：http://www.tsubakimoto.jp/）に掲載しておりますので、ご参照ください。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書の「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1 .基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役、執行役員の報酬は、業績向上に対する意欲や士気を高めるため、連結経営指標、株価時価総額および重点目標に対する達成度を個別に評価することにより業績連動性を強化する方針を取り、役員報酬規定に従い決定しております。

(4)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役・監査役候補の指名に関しては、各役職に求められる役割を適切に遂行することが可能な知識・経験および能力を有するかを総合的に勘案して、取締役会長、取締役社長が候補者を選定し、監査役候補者については監査役会の同意を得た上で、社外取締役および社外監査役の参加する取締役会に諮ります。取締役会で慎重に審議検討の上、株主総会付議議案として決議いたします。なお、社外役員については、上記に加え、当社の経営に対し、企業経営や法務・会計等の専門領域における豊富な知識や経験を活かし、客観的なアドバイスを行うことができることを要件としております。執行役員の選任に関しては、取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針に準じ、取締役会にて決定しております。

(5)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役候補の個々の選任・指名に当たっては、上記(4)に記載の方針を満たすことを条件とし、
当社ホームページ（URL：http://www.tsubakimoto.jp/）の株主総会招集通知に個人別の経歴を示しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任範囲の概要】
当社は、法令・定款による他、取締役会規則を制定し、経営方針、経営目標の決定、事業計画に関する基本方針の決定等を取締役会の決議事項としております。その他の事項について、経営陣は戦略会議規定および各種の社内決裁区分に従い、経営にあたっております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法に定める社外取締役の要件、および金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しております。また、上記に加え、当社の経営に対し、企業経営における豊富な知識や経験を活かし、客観的なアドバイスおよび監督を行うことができることを要件としております。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス・多様性及び規模に関する考え方】
当社の取締役会は少数精鋭を基本としております。内訳は、それぞれの担当分野で優れた知見を持ったメンバーおよび社外取締役2名以上で構成されております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼務状況】
取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況については、毎年、事業報告および株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング方針】
当社は、倫理研修や法改正等に関する研修会を実施しております。また、社外役員については、要望ある場合、現場視察等の機会を提供しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を定めております。
(1)株主と建設的な対話をする経営陣または取締役の指定
株主からの対話（面談）の申し込みに応じ、合理的な判断の下、対話（面談）に適切な取締役、執行役員または経営幹部が臨むことを基本としております。

(2)対話を補助する社内部門の有機的な連携のための方策
IR担当部署が窓口となり、株主の要望等に応じ、社内各部署と協力して対応しております。

(3)個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み
必要に応じ、国内外の機関投資家向け説明会や工場見学会、個人投資家説明会を実施するとともに、IR活動の充実を図っております。

(4)対話において把握された株主の意見等の取締役や執行役員への適切・効果的なフィードバック方策
株主の意見等は、IR担当部署で集約し、取締役と共有しております。また、重要と判断された意見等については、十分な議論を行うとともに、取締役、執行役員や経営幹部とも情報を共有しております。

(5)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
インサイダー情報の管理に係る社内規定、または法令等に違反しないよう適切に情報を管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	20,071,000	10.49
太陽生命保険株式会社	18,398,316	9.61

日本マスタートラスト信託銀行株式会社	11,579,000	6.05
日本生命保険相互会社	10,434,150	5.45
トヨタ自動車株式会社	7,722,000	4.03
株式会社三井住友銀行	7,034,699	3.68
椿本チエイン持株共栄会	6,120,846	3.20
椿本興業株式会社	5,194,070	2.71
全国共済農業協同組合連合会	4,766,000	2.49
三井住友信託銀行株式会社	4,245,000	2.22

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

【大株主の状況】は、平成28年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
また、当社は自己株式4,330,756株を保有しておりますが、上記【大株主の状況】には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
矢嶋英敏	他の会社の出身者								△			
阿部修司	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
矢嶋英敏	○	矢嶋英敏氏は、平成21年まで当社の製品購入先である株式会社島津製作所の業務執行者でありましたが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。	当社の「技術志向」「開発志向」「モノづくり志向」の3つのベースに対して、モノづくり企業における経験豊富な経営者としての知識や経験に基づいた、客観的なアドバイスをいただくため。 当社と取引上の利害関係が少ないこと、また当社代表取締役との利害関係が一切無く、経営者から独立した立場で監督や提言をいただけること、独立性が疑われる事由にも該当しないことから、一般株主と利益相反の恐れがないと判断しております。
			当社の「技術志向」「開発志向」「モノづくり志向」の3つのベースに対して、モノづくり企業における経験豊富な経営者としての知識や経験

阿部修司	○	当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係において、該当事項はありません。	に基づいた、客観的なアドバイスをいただくため。 社外取締役として以外に、当社と取引等の関係がなく、独立性が疑われる事由にも該当しないことから、一般株主と利益相反の恐れがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役および会計監査人は年間予定、業務報告等の定期的な打合せを含め、必要に応じて随時情報の交換を行うことで、効率的な監査体制を構築し、緊密な連携をとっております。
また、監査役と内部監査部門は監査が効率的に実施できるよう適宜協議するとともに、内部監査部門は四半期に1回、報告書を監査役に提出するなど、緊密な連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
徳田 勝	弁護士													
渡邊隆文	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			独立した立場から、弁護士としての高度な専門性、知識を、当社の監査体制に生かしていただ

徳田 勝	○	当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係において、該当事項はありません。	くため。 社外監査役として以外に、当社と取引等の関係がなく、独立性が疑われる事由にも該当しないことから、一般株主と利益相反の恐れがないと判断しております。
渡邊隆文	○	当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係において、該当事項はありません。	独立した立場から、弁護士、公認会計士としての高度な専門性、知識を、当社の監査体制に生かしていただくため。 社外監査役として以外に、当社と取引等の関係がなく、独立性が疑われる事由にも該当しないことから、一般株主と利益相反の恐れがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社では、報酬の総枠内において、基本給的な報酬をベースに業績連動型報酬を一部組み合せた体系としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年度に支払った報酬等の額は、当該事業年度に在任しておりました取締役9名に対し329百万円、監査役5名に対し71百万円であります。
(注)上記報酬等の額のうち、社外取締役2名、社外監査役2名の報酬等の合計額は35百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、業績向上に対する意欲や士気を高めるため、連結経営指標、株価時価総額および重点目標に対する達成度を個別に評価することにより業績連動性を強化する方針を取り、役員報酬規定に従い決定しております。
監査役の報酬については、世間水準および従業員給与との均衡を考慮して、監査役の協議により決定しております。
なお、当社は、平成18年6月29開催の第97回定時株主総会終結の時をもって役員賞与を廃止し、平成20年6月27日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

特にありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・当社では、月1 回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や当社およびグループ会社の経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役は、職務執行の状況を逐次報告・監督しております。
・当社は、取締役会に次ぐ重要な機関として戦略会議を開催し、グループ全体の重要な事業戦略および経営方針等について審議・決定しております。また、経営会議を開催し、経営の状況・方針等を周知徹底しております。
・当社の監査役は、取締役会、戦略会議および経営会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることとしております。
・当社は、経営の透明性および客観性を高めるため、社外取締役を選任しております。
・当社は、経営環境の急激な変化の中で競争力を高め、遵法性、効率性、透明性のある経営を目指して執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定の充実および迅速化、業務執行・監督機能の強化ならびに経営効率の向上を図っております。
・監査役の機能強化のため、当社の社外監査役のうち1 名は、弁護士または公認会計士の資格を有する独立性の高い人材を招聘することとし、当社の内部監査室は、当社の監査役および会計監査人と適宜協議し、監査の効率的な実施に努め、当社およびグループ会社に対して内部統制、リスク管理体制の遵守、整備状況を監査しております。また、当社およびグループ会社の取締役、監査役および執行役員は、当社の監査役に対して法定の事項に加え、当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等、必要に応じて報告しております。また、使用人は、その職務の執行に関する事項について当社の監査役の求めがある場合、速やかに報告することとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、迅速な意思決定、適正な業務執行、監査の実効性といういずれの観点においても、従来どおりの「監査役設置型」の体制で、充分にガバナンスは機能していると考え、本体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、定時株主総会開催日の3週間前の発送を基本としております。
その他	・当社は、当社ホームページのIRサイトに、招集通知等の掲載を行っております。 ・当社は、株主総会開催に当たり、株主様の利便性に配慮した会場選定に努めております。 ・株主総会における事業報告等においてはビジュアル化を進め、出席株主様にわかりやすい説明に努めるとともに、株主総会終了後、株主懇談会を開催し株主様との相互コミュニケーションを図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトに公表しております。【日本語のみ】	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、第2四半期決算後の年2回、定期的に決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期ごとの決算資料（決算短信※および補足資料＊）、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料※、アナリスト・機関投資家向け決算説明会資料＊、株主通信、コーポレートレポート（アニュアルレポート）＊等をIRサイトに掲載しております。 【※は日本語・英語・中国語サイトに掲載、＊は日本語・英語サイトに掲載】	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長室に広報・IR課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社およびグループ会社は、ミッション・ステートメントおよび倫理綱領において、「顧客満足」の実現を通じた社会貢献や、地域社会への貢献、ステークホルダーに対して適時・適切な情報開示を行う旨を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社およびグループ会社は、環境マネジメントシステム（EMS）構築を積極的に進め、国内11事業所および海外10事業所がISO14001の認証を取得し、その運用を行っております。 このISO14001をツールとし、環境保全やエコ商品販売拡大などの活動をつばきグループ全体のEMS活動として積極的に推し進めております。また、年1回、コーポレートレポート（旧環境・社会報告書）を発行し、環境保全活動やCSR活動について報告しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社およびグループ会社は、ミッション・ステートメントおよび倫理綱領において、積極的な情報開示を行う旨を定め、適時・適切かつ公平な情報開示を実施しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

・当社およびグループ会社はミッションステートメントに企業理念、企業行動指針等について定めており、これを取締役・執行役員・使用人の職務執行が法令・定款に適合するか否かの指標としております。
・当社およびグループ会社は、取締役・執行役員・使用人に対して、倫理観、行動規範を明確にした「倫理綱領」を定め、研修等を通じた倫理意識の向上、周知徹底を図り、これらの活動を定期的に取締役会に報告しております。また、「倫理委員会」を設置して、倫理綱領違反の再発防止策を検討・実施するとともに、必要に応じて違反者に対する処分を決定し、コンプライアンス体制の強化を図っております。
・当社およびグループ会社は、内部通報制度として「倫理ヘルプライン」等の相談窓口を設置し、「倫理綱領」に反する行為について当社およびグループ会社の使用人が相談、通報できる体制を構築しております。
・当社およびグループ会社は、「内部統制規定」を定めるとともに「内部統制委員会」を設置して、当社代表取締役社長のもと、組織的かつ継続的な全員参加活動として、事業遂行における法令および企業倫理遵守ならびにリスクマネジメントを行いながら、決算・財務報告の信頼性を確保するとともに、業務の効率化を図っております。
・当社およびグループ会社は、法令・社内規定に基づき文書等の保存および管理を行っております。また、情報の管理については、情報セキュリティに関する社内規定を整備し、これに準拠して対応しております。
・当社およびグループ会社は、「リスクマネジメント基本方針」に基づき、継続的にリスク要因を抽出・把握するとともに、その損失の極小化を図っております。そのため、「内部統制委員会」統括のもと、「グループリスク管理委員会」をはじめとする複数の委員会を設置するなど、リスク予防に重点を置いた諸施策を実施し、また、当社およびグループ会社への周知徹底を図っております。
・当社では、月1 回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や当社およびグループ会社の経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役は、職務執行の状況を逐次報告・監督しております。
・当社は、取締役会に次ぐ重要な機関として戦略会議を開催し、グループ全体の重要な事業戦略および経営方針等について審議・決定しております。また、経営会議を開催し、経営の状況・方針等を周知徹底しております。
・当社は、経営の透明性および客観性を高めるため、社外取締役を選任しております。
・当社は、取締役会の意思決定の充実および迅速化、業務執行・監督機能の強化ならびに経営効率の向上を目的として、執行役員制度を導入しております。
・当社およびグループ会社は、企業集団として業務の執行が法令・定款に適合することを確保するために、規範、規則を関係会社管理規定類として整備しております。
・グループ会社は、関係会社管理規定類に定める事項を当社に報告しております。
・当社は、グループ会社の重要事項について、当社の取締役会または戦略会議で決議しております。また、当社およびグループ会社は、グループ経営を強化するため、当社とグループ会社のトップが定期的に会議等を行い、経営目標の共有と経営課題の解決を図っております。
・当社の内部監査室は、当社の監査役および会計監査人と適宜協議し、監査の効率的な実施に努め、当社およびグループ会社に対して内部統制、リスク管理体制の遵守、整備状況を監査するとともに、新たな課題に対して具体的な解決策を提示し、その後の改善状況を定期的に確認しております。
・当社の監査役は、必要に応じて内部監査室に対し業務の指示を行っております。また、その独立性を確保するために、内部監査室所属の使用人の人事考課、人事異動等については当社の監査役の意見を聞くものとしております。
・当社およびグループ会社の取締役、監査役および執行役員は、当社の監査役から指示を受けた内部監査室所属の使用人の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないよう配慮することとしております。
・当社およびグループ会社の取締役、監査役および執行役員は、当社の監査役に対して法定の事項に加え、当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等、必要に応じて報告しております。また使用人は、その職務の執行に関する事項について当社の監査役の求めがある場合、速やかに報告することとしております。
・当社およびグループ会社の「倫理ヘルプライン」等内部通報制度の担当者は、通報内容を当社の監査役に報告することとしております。
・当社は、内部通報制度等により監査役に報告した者に対し、報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止しております。
・当社の監査役は、取締役会、戦略会議および経営会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることとしております。
・当社の社外監査役のうち1 名は、弁護士または公認会計士の資格を有する人材を招聘することとしております。
・当社の監査役の職務の執行に必要な費用については、当社が負担するすることとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社およびグループ会社は、「倫理綱領」に掲げる「反社会的勢力との絶縁」の方針に基づき、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当な要求は断固として排除するための体制として以下のとおり整備しております。
・当社およびグループ会社は、当社の内部統制担当取締役または執行役員を不当要求防止の総責任者とし、各社の総務責任者がその対応にあたっております。
・当社およびグループ会社は、警察、顧問弁護士などの外部の専門機関および近隣の企業などとの情報交換などを通じ、反社会的勢力に関する情報の収集を日常的に行うほか、上記の各関係機関などとの連携強化および関係の緊密化を図っております。
・当社およびグループ会社は、倫理研修などを適宜実施し、反社会的勢力排除に向けた教育活動を行っております。また、定期的に「企業倫理強化月間」などの啓蒙活動を実施し、取締役・執行役員・使用人の意識の向上を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策の必要性・有効性等について慎重に検討しておりますが、業績の向上を図り、企業価値を長期的、継続的に高めていくことが、最良の買収防衛策であると考えております。

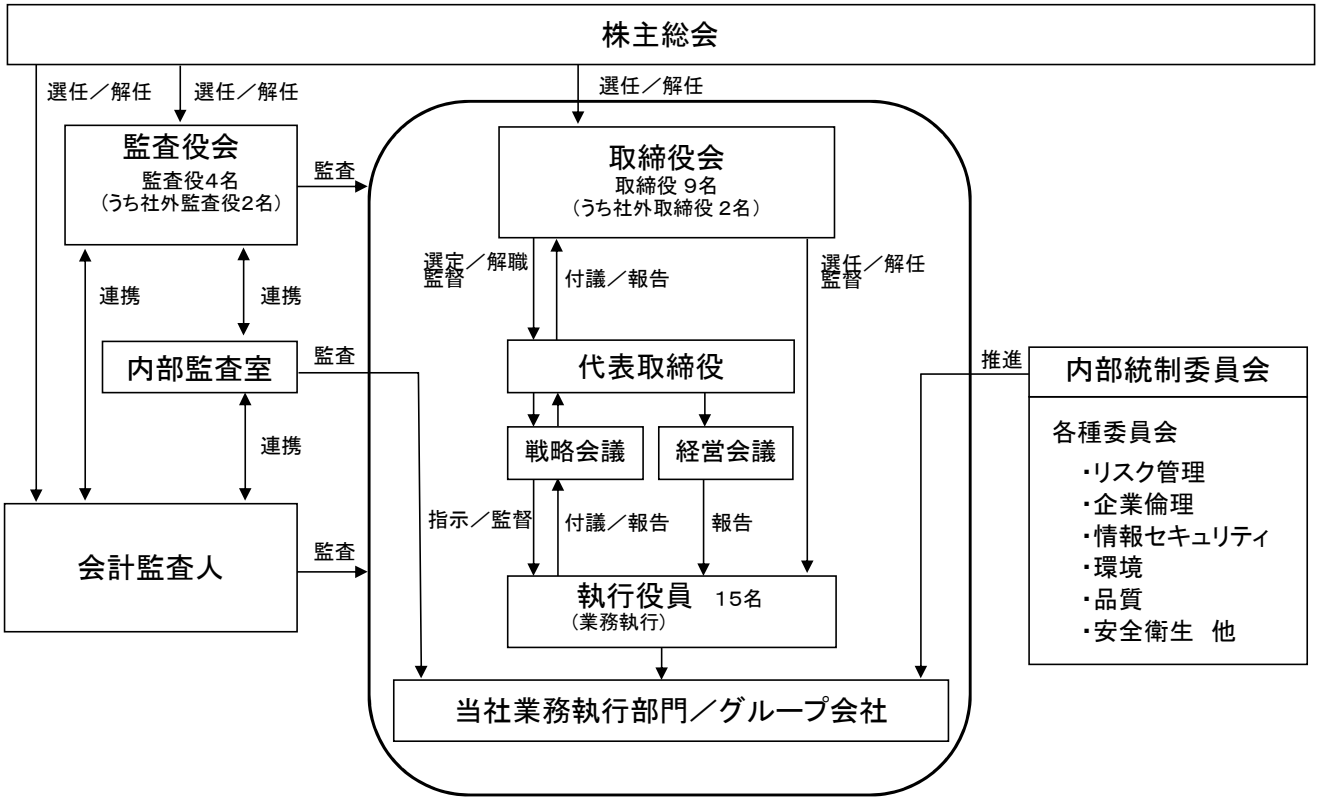
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は、つぎのとおりです。

(1)決定事実に関する情報
当社およびグループ会社より決定事実に関する情報が取締役会事務局の当社法務部ならびに戦略会議事務局の当社経営企画室に集約され、その情報の中で適時開示規則等に基づき開示すべき情報の有無を確認しております。
その後、本社部門の担当取締役および執行役員による審議を経て代表取締役社長に報告し、取締役会および戦略会議の決議を経たのち、 直ちに情報取扱責任者が情報開示を行っております。

(2)発生事実に関する情報
当社およびグループ会社において発生した事象について、当社社内規定に基づき各業務執行担当役員およびグループ会社代表者から報告を受け、本社部門の担当取締役および執行役員により適時開示規則等に基づき開示すべき情報か否かを審議の上、代表取締役社長に報告し、該当する場合は、直ちに情報取扱責任者が情報開示を行います。

(3)決算に関する情報
各事業部門および各連結対象会社で決算情報を作成し、当社財務部において最終の決算情報や既に開示されている業績予想等の修正をとりまとめ、取締役会にて承認を受けたのち、直ちに情報開示を行います。


株主総会
選任／解任
選任／解任
選任／解任
監査役会
監査役4名
（うち社外監査役2名）
監査
取締役会
取締役 9名
（うち社外取締役 2名）
選定／解職
監督
付議／報告
選任／解任
監督
連携
連携
内部監査室
監査
代表取締役
推進
内部統制委員会
連携
戦略会議
経営会議
各種委員会
・リスク管理
・企業倫理
・情報セキュリティ
・環境
・品質
・安全衛生　他
指示／監督
付議／報告
報告
会計監査人
監査
執行役員　15名
（業務執行）
当社業務執行部門／グループ会社